

緑の風 NEWS



JR東労組



JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2024年 6月5日 No. 108

不正の火消しか!?

川崎統括センターで発生した問題（緑の風 NEWS No.85、86 参照）に対し、JR東労組横浜地本は4月12日に団体交渉を緊急に申し入れましたが現在も開催されていません。そのような中、6月3日、川崎統括センターに「現過半数代表者に関する投票の実施について」という掲示が掲出され、不正な研修をおこない過半数代表者となった者に対して信任投票が実施されることが発表されました。

会社掲示

本年3月に実施した〇〇統括センターにおける過半数代表者の選出過程において、本年2月に実施されたテンポラリースタッフ研修の管理者による講義内容に、公正性・公平性に疑義が生じかねない状況が確認され、会社として関係者への注意指導を実施しております。

本件に関して過半数代表者による不正行為はなく、選出された結果を左右するには至らないものの、本事象の内容を踏まえ、有権者からの信任状況について確認の手続きが必要と判断し、過半数代表者に対する信任投票を実施することといたしました。

引き続き、ご協力をお願いいたします。

信任投票の実施

不正行為はない

過半数代表者が講師として参加した研修において、

- ① テンポラリースタッフ約30名に対し、「向こう側（東労組）が代表になったらクビになるかも」と脅迫
- ② 過半数代表者選挙の説明後に買収
- ③ 東労組に対する誹謗中傷

→これで不正行為はないといえるのか!

公職選挙法において、買収、脅迫、妨害などの選挙違反があった場合、

- ① 選挙権、被選挙権の禁止（一定期間）
- ② 候補者と一定の関係にある者が買収罪の刑に科せられた場合、関わっていても、その選挙の当選が無効となり、立候補制限が科せられる。

→何故、信任投票で済むのか理解できない!

とある記者のコメント

・こんなことあるのか
・ひどい

過半数代表者選挙で、脅迫・買収・不当労働行為などの不正行為が発覚したことを理由に、何故信任投票を行うのが全く理解できません。

通常ならば、立候補者や関係者の不正が発覚した場合、当選の取り消しや一定期間の立候補の取り消しが行われます。不正が発覚しても信任投票だけで済んでしまうなら不正のやり得です。社友会だから許されるのでしょうか？

この信任投票の実施をもって、不正に対する対応をしたという火消しにするのでしょうか？

仲間と共に不正に立ち向かおう!!